

有害使用済機器について

平成30年4月1日より、家電4品目（テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機及び冷蔵庫・冷凍庫）や小型家電製品（携帯電話、電卓、扇風機など）で使用を終了したものを業として、収集又は収集されたものを保管又は処理をする場合には届出が必要になる場合があります。

対象となる家電製品や小型家電製品

- 携帯電話 ■デジタルカメラ
- ビデオカメラ
- パソコン・プリンター
- リモコン ■カーナビ
- 電卓 ■ドライヤー



届出対象となる家電製品等

- ①家電4品目
(テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機及び冷蔵庫・冷凍庫)
- ②小型家電製品
(携帯電話、卓上扇風機など) 28品目 (※)
※詳細は豊橋市廃棄物対策課のホームページをご覧ください。また、今後品目が追加になる可能性がありますので、ご注意ください。
市ホームページ
(<http://www.city.toyohashi.lg.jp/33891.htm>)

届出が必要な事業者

左記の家電4品目及び小型家電製品を保管する事業者であって、保管面積が100㎡を超える場合には届出が必要となります。一方で下記の許可等を要する事業者は届出が不要となる場合がありますが、詳細については廃棄物対策課にご相談ください。

- ①一般廃棄物処理業の許可を有する場合
- ②産業廃棄物処理業の許可を有する場合
- ③広域処理の認定等を有する場合など

有害使用済機器の保管や処理を行う場合の基準

有害使用済機器の保管や処理を行う場合は、次の基準等を遵守し、適正に保管及び処理を行ってください。

◎保管を行う場合

- ・事業所の周囲に囲いを設置
- ・有害使用済機器の保管場所である旨の掲示板を設置
- ・適正な保管高さで保管すること
- ・1つの保管場の面積は200㎡以下であること
- ・保管場の間隔を2m以上空けること など

◎処分を行う場合（保管の条件も含む）

- ・生活環境の保全上の支障が無いように適正な措置を講ずること
- ・火災の発生や延焼を防ぐため、他の物と区別して処分すること

